

就職準備金貸付の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

(問合せ先・申請先)

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班（保育担当）

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階

TEL. 043-306-7572 FAX. 043-306-7576

※申請後に申請内容について問い合わせをする場合がありますので、上記の電話番号を携帯電話等に登録してください。

目次

1	就職準備金の貸付けについて	1
	(1) 目的	
	(2) 実施主体	
	(3) 貸付対象者	
	(4) 貸付金額	
	(5) 申込期限	
	(6) 貸付利子	
	(7) 貸付金の交付	
	(8) 返還猶予	
	(9) 返還免除	
	(10) 返還	
2	申請手続き等について	4
	(1) 貸付けの申請	
	(2) 申請書類	
	(3) 連帯保証人	
	(4) 貸付申込書記入上の注意	
	(5) その他	
3	貸付申請から資金交付までの流れ	7
4	貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	8
5	貸付金を返還することになった場合の手続き	9
6	届出義務・提出書類	10
7	各書類の提出時期例	12
8	よくある質問	13
9	返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設	16
10	様式一覧	18

1 就職準備金の貸付けについて

(1) 目的

保育士資格を有しているものの保育士として働いていない、又は保育士を離職されて1年以上経過している潜在保育士の方に、就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育士の確保を図ることを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

(3) 貸付対象者

以下の全てを満たす方を貸付対象者とします。

ア 保育士登録後、1年以上経過している方又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の方のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した方

イ 県内の保育所等^{※1}に新たに勤務する方で、2年間引き続き児童の保護等（保育等の業務）に従事する意志を有する方

ウ 千葉県内に所在地のある次の施設又は事業所を離職後1年以上経過した方、あるいは当該施設、事業所に勤務経験のない方

(ア) 保育所及び幼保連携型認定こども園

(イ) 家庭的保育事業

(ウ) 小規模保育事業

(エ) 事業所内保育事業

(オ) 幼稚園

エ 保育士として週20時間以上勤務する方^{※2}

オ 他の都道府県・指定都市で就職準備金の貸付けを受けていない方

※県社協の他の貸付の借受人又は連帯保証人になっていない方

カ 幼稚園の場合

次のいずれかの施設で業務に従事する方

- ・教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
- ・認定こども園に移行を予定している幼稚園

キ 認定こども園で業務に従事する方

※1 保育所等は、「9 返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設」（17頁）を参照。ただし、千葉市の施設を除く。（千葉市の施設に新たに勤務する方の申請受付窓口は、千葉「市」社会福祉協議会となります。）

※2 雇用形態がパート・アルバイトの場合、週20時間以上又は月80時間以上従事する方

(4) 貸付金額

就職にあたって要した費用 200,000円以内 (1人につき1回限り)

※対象経費となるもの (100円未満切り捨て)

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借りに伴う 敷金・礼金 や仲介手数料
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等への通勤用自転車等の購入費用

※その他の経費で対象の判断に迷う場合は、県社協にお問い合わせください。

※概ね、就職の前後1か月間にかかった費用が対象です。

※申請額について、県社協から問い合わせすることがあります。また、領収書等の提出を求める場合がありますので、購入代金が確認できる領収証やクレジットカード決済の控え等は、貸付決定まで保管してください。

(5) 申請期限

就職された月の翌月末日までに郵送で申請してください。

申請書類は、翌月末日までに県社協必着です。郵便の消印日付ではありませんのでご注意ください。翌々月に到着した場合、受付ができないため書類一式を返却します。

なお、申請書類や貸付決定後に発行する借用証書及び印鑑登録証明書等を県社協に送付する際は、「レターパック」「簡易書留」「特定記録郵便」等で郵送してください。

また、借用証書は 折り曲げずに同封してください。

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

(7) 貸付金の交付

貸付決定後、一括交付します。

(8) 返還猶予

返還免除に至るまでの期間、次の条件に該当する場合は返還猶予を申請してください。

ア 県内 (千葉市外から千葉市内への転職を含む) の保育所等に従事しているとき (「指定業務従事猶予」「復職による猶予」)

イ 災害、疾病、負傷等やむを得ない事由により、返還債務の履行ができないと認められるとき (「産休・育休猶予」「療養休暇猶予」「求職活動中猶予」等)

※保育所等を離職し求職活動をしている場合、妊娠・出産に伴い離職した場合、産休・育休を取得した場合は、やむを得ない事由として、原則、最長1年間の返還猶予申請が可能です。

※申請にあたっては、各種猶予申請書類の提出が必要です。ただし、保育士業務を2年間継続して従事する期間中に、上記の事由等で猶予（保育士業務を中断した期間）が発生した場合は、その分、当初の免除到達年月に加算されます。

※免除到達年月が後の年月へ延びます。

（例）令和6年4月から県内の返還猶予・免除対象施設に就職し、2年間継続して保育士業務に従事した場合

→ 令和8年3月に返還免除に到達します。

（例）上記のケースで、令和7年4月から令和8年3月までの12か月間「産休・育休」の取得及び猶予申請を行った場合

→ 令和9年3月に返還免除に到達します。

（9）返還免除

借入後、2年間 ※引き続き県内（貸付当初千葉市外の保育所等に勤務し、その後千葉市内の保育所等へ転職した場合を含む）の保育所等において児童の保護等（保育等の業務）に従事した場合、申請により貸付金の返還が免除されます。

※貸付期間中又は貸付返還猶予期間中に、産休・育休を取得した場合は、産休・育休前後に、累計で2年間従事することで返還免除となります。

（10）返還

返還免除の要件に該当しない場合は、貸付金の全額が返還となります。

ア 返還方法

返還事由が生じた月の翌月から2年以内に一括払い又は月賦、半年賦、年賦の均等払いで返還していただきます。

イ 延滞利子

返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年3.0%の延滞利子を徴収します。

※返還の際は 県社協会長名義の口座に送金してください。（口座振替ではありません。）

※振込手数料は本人負担となります。

2 申請手続き等について

(1) 貸付けの申込み

申込書と下記の必要書類を揃えて 郵送で県社協に申請 してください。
千葉県就職準備金貸付申込書（第1号様式）

※申込書には印鑑登録証明書と同一の印を押印してください。（認印は不可）

※200円の収入印紙を貼付し、印紙と申込書にかかるように消印（申請者又は連帯保証人の印）を押してください。

ア 申請者・連帯保証人共通

(ア) 住民票

※申請書類提出日から 3か月以内に発行 の原本

※申請者と連帯保証人が同一世帯の場合は1通で可（「個人番号」「住民票コード」
「本籍地」を省略し、世帯全員分の記載（「続柄」の記載）があるもの）

※申請者と連帯保証人が別世帯の場合は各1通が必要（連帯保証人は自身のみ
住民票で可）

(イ) 印鑑登録証明書原本

※申請書類提出日から 3か月以内に発行 の原本

(ウ) 顔写真付き身分証明書の写し

※運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等

※所持していない場合は、健康保険証の写しと公共料金のハガキの写し等をセットにして提出してください。

(エ) 「保育士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報取り扱いについて

※同じ様式内に申請者・連帯保証人が、自署で署名捺印してください。

(オ) 前年の所得金額を証する書類

※確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し等

イ 申請者のみ

(ア) 従事先施設の在職証明書（別紙）

※別紙の記載内容が満たされていれば、従事先の所定様式でも構いません。

(イ) 保育士証の写し

※申込み時点で、現在の姓と保育士証に記載されている姓が一致していない場合は、保育士登録事務処理センターで「現在の姓」への改姓手続きが必要 です。

※申込み時に 暫定で旧姓分の保育士証の写しを提出していただくことは可能 ですが、改姓手続きが完了次第、速やかに改姓分の保育士証の写しを提出 してください。（その際は、「改姓分の保育士証の写しの提出である」旨を記載し提出してください。）

ウ 連帯保証人のみ

- ・直近の所得金額を証する書類

- a 給与収入のみの方（源泉徴収票の写し等）
- b 個人事業者・年金受給者等（確定申告書の写し等）

※申請時に直近3か月以内に転職をしている方は、直近3か月分の給与が確認できる書類（給与明細書の写し等）を提出してください。

エ 対象者のみ

- (ア) 直近の保育所等で勤務していたことを証する書類（保育士の勤務経験のある方のみ提出）

※退職した時期のわかるもの（当時の確認書類がお手元がない場合は、今回の就職先に提出された履歴書の写しでも可。ただし、職務経歴欄に過去の保育所等の勤務先が記載している場合のみ）

- (イ) 誓約書（県外に住所のある申請者のみ提出）

- (ウ) 在留カードの写し（日本国籍を有していない申請者・連帯保証人のみ提出）

※在留カードの両面の写しを提出してください。

(2) 申請書類

各様式等は、県社協ホームページからダウンロードしてください。

※社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

千葉県福祉人材センターホームページ (<http://www.chibakenshakyo.net/>)

パソコン：[貸付事業] ⇒ [②貸付事業（保育分野）] ⇒ [就職準備金貸付]

⇒ [各種様式集]

スマートフォン：「千葉県福祉人材センター」トップページ [3本バー] ⇒ [貸付事業]

⇒ [②貸付事業（保育分野）] ⇒ [就職準備金貸付] ⇒ [各種様式集]

(3) 連帯保証人

次の要件を満たす連帯保証人が1名必要です。

- ア 年収1,500,000円以上有する方

※個人事業主・年金受給者の方は、確定申告書等の「所得金額」にて審査します。
「収入金額」ではありませんのでご注意ください。

- イ 申請時点で75歳以下の方

- ウ 県社協が実施する各種貸付金（保育料の一部貸付は除く）の借受人及び連帯保証人になっていない方

※他の都道府県で同一の貸付けを受けていない方

- エ 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を保証していただくことになります。

従って、無収入の方や生活保護受給者等で保証能力のない方は、連帯保証人にはなれません。

万一、借受人の返還が滞った場合には、連帯保証人として債務を負担してい

たきます。(催告の抗弁権や検索の抗弁権は認められません。)

オ 日本国籍を有する方又は永住者の在留資格を有する方、若しくは特別永住者等の方

(4) 貸付申込書記入上の注意

ア 訂正がある場合は修正テープを使用せず、訂正箇所に二重線を引いて訂正印を押してください。

イ 消せるボールペンで記入しないでください。

ウ 必要書類の添付漏れ又は記入漏れがある場合には、貸付けの可否を判断することができませんので、必ず記入漏れや添付漏れがないことを確認してください。

(5) その他

申請後に申請内容について、県社協から問い合わせをする場合がありますので、電話番号(043-306-7572)を申請書記載の携帯電話等に登録してください。

3 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請

千葉県就職準備金貸付申込書（第1号様式）に必要書類を添付して県社協に提出してください。



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付けの可否を決定します。
- (2) 貸付けの可否を申請者に通知します。
 - ア 貸付決定の場合：就職準備金貸付承認決定通知書（第2号様式）と借用証書を送付
 - イ 貸付不承認の場合：就職準備金貸付不承認決定通知書（第2号様式）



以下は、貸付決定の場合

契 約

貸付決定者は、以下の書類を速やかに県社協へ提出してください。

- ア 就職準備金貸付借用証書（第3号様式）
- イ 振込口座（本人名義の口座）の情報がわかるもの（通帳など）の写し



資金の交付

借用証書に記載された借受人本人の口座へ就職準備金を一括で送金します。
※送金日については、借受人の就職状況によって異なるため随時行います。

4 貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

借受人が2年間引き続き県内の従事先施設において児童の保護等（保育等の業務）に従事した場合には、申請により返還が免除されます。

なお、結果的に週20時間以上の勤務時間を満たしていない場合には、返還となります。（雇用形態がパート・アルバイトの場合は、週20時間以上又は月80時間以上勤務）

※猶予期間中に「産休・育休」「療養休暇」「求職活動中」等の事由が発生した場合は、猶予申請が必要です。

保育業務の中断期間は、当該猶予の前後を合算し実働2年勤務で免除へ到達します。

返還猶予申請 ※貸付けを受けた全員の提出が必要です。

貸付金交付後、速やかに以下の書類を県社協に提出してください。

- ア 就職準備金貸付返還猶予申請書（第7号様式）
 - イ 業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第14号様式）
- ※雇用形態がパート・アルバイトの場合、従事日数内訳書も提出してください。

返還猶予決定

県社協は返還猶予の可否を決定し借受人に通知します。

- ・就職準備金貸付返還猶予承認（不承認）通知書（第8号様式）

業務に従事

免除期間到達まで、児童の保護等（保育等の業務）に従事（2年間の継続勤務）

返還免除申請

2年間引き続き県内において児童の保護等（保育等の業務）に従事した場合は返還免除の対象になりますので、以下の書類を県社協に提出してください。

- ア 返還免除申請書（第9号様式）
 - イ 業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第14号様式）
- ※雇用形態がパート・アルバイトの場合、従事日数内訳書も提出してください。

返還免除決定

県社協から返還免除の可否を借受人に通知します。

・ 就職準備金貸付返還免除承認（不承認）通知書（第10号様式）

※返還免除が決定された場合は、借用証書を返却します。

5 貸付金を返還することになった場合の手続き

保育所等を退職し、県内の別の保育所等に改めて勤務しなかった場合などには、貸付金を全額返還していただくことになります。

返還に該当すると思われる場合は、まず県社協に連絡してください。

返還の申請

返還計画書（第6号様式）を県社協に提出してください。



返 還

(1) 県社協から返還決定通知を送付します。

(2) 返還決定通知に記載された金融機関口座へ、決定した返還方法で貸付金を返還してください。



返還完了

返還完了となった場合には、借受人に借用証書を返却します。

6 届出義務・提出書類

次のいずれかに該当する場合、借受人（借受人が死亡した場合は連帯保証人）は速やかに県社協に必要書類を提出してください。

(1) 貸付を受けた方又は連帯保証人の住所・氏名の変更、従事先の変更

提出書類名	様式番号	事由
ア 貸付契約事項変更届 (ア) 住民票 (イ) 住所変更、改姓済の免許証又はマイナンバーカード（両面）の写し	第11号	・貸付を受けた方又は連帯保証人の住所、氏名を変更するとき ・従事先を変更するとき
イ 業務従事届※ ※雇用形態がパート・アルバイトの方は、従事日数内訳書も提出してください。	第14号	※ <u>転職の場合は、転職前後の業務従事届（第14号様式）も併せて提出</u> してください。

(2) 貸付けを受けた方が返還猶予を申請するとき

提出書類名	様式番号	事由
ア 就職準備金貸付返還猶予申請書	第7号	・児童の保護等（保育等の業務）に従事しているとき ・ <u>（育休・療養休暇等から）復職するとき</u> ・やむを得ない理由により、業務に従事できない又は返還ができないとき
イ 業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第14号様式） ※雇用形態がパート・アルバイトの方は、従事日数内訳書も提出してください。		

(3) 貸付けを受けた方が児童の保護等（保育等の業務）を2年間従事したとき

提出書類名	様式番号	事由
ア 返還免除申請書	第9号	・児童の保護等（保育等の業務）に2年間従事したとき
イ 業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第14号様式） ※雇用形態がパート・アルバイトの方は、従事日数内訳書も提出してください。		

(4) 辞退又は退職、休職をするとき

提出書類名	様式番号	事由
辞退届	第4号	・貸付けを辞退するとき

(5) 県内で児童の保護等（保育等の業務）に従事しなくなったとき

提出書類名	様式番号	事由
ア 返還計画書	第6号	・貸付金を返還するとき
イ 業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書） ※ <u>雇用形態がパート・アルバイトの方は、従事日数内訳書も提出</u> してください。	第14号	・退職時に返還の場合 <u>従事開始日から退職日までの分</u>

7 各書類の提出時期例

(1) 貸付返還猶予申請の場合

貸付金交付後、速やかに

ア 返還猶予申請書（第7号様式）

イ 業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第14号様式）

（例）貸付金が令和6年5月1日に交付された場合

→ 令和6年5月が提出時期となりますので、5月中に提出してください。

(2) 貸付返還免除申請の場合

貸付開始月から2年後（継続勤務している場合）の翌月

ア 就職準備金貸付返還免除申請書（第10号様式）

イ 業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第14号様式）

（例）貸付開始月が令和6年4月の場合

→ 令和8年4月が提出時期となりますので、4月中に提出してください。

(3) 他の保育所等へ転職した場合

転職後、速やかに以下の書類を提出してください。

なお、他業種に転職された場合は返還となります。

ア 貸付契約事項変更届（従事先変更分）（第11号様式）

イ 業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第16号様式）

※転職前後の従事先の業務従事届が必要です。

※雇用形態がパート・アルバイトの場合は、従事日数内訳書も提出してください。

いずれにおいても、貸付期間の途中又は、その後の貸付猶予期間中に育休等を取得し、保育士業務の中断期間が発生した場合は、上記の提出時期と異なりますので、別途、県社協にお問い合わせください。

8 よくある質問

(1) 申請について

Q 1 就職が内定し、令和6年4月から働き始めますが、いつ申し込みをすればいいですか。

A 就職した月の翌月末（必着）までにお申し込みください。その後の申し込みは受付できませんので、提出時期にご注意ください。

就 職 月：令和6年4月

申込期日：令和6年5月末日（県社協必着）

Q 2 他の貸付資金と併用することはできますか。

A 県社協が実施している「未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付」との併用は可能です。ただし、申込受付期間は異なりますのでご注意ください。

なお、母子寡婦福祉資金や生活福祉資金などの公的な貸付制度※は、就職準備金と同じ目的で利用している場合は併用することはできません。

※県社協が実施する「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金」、「介護福祉士実務者研修受講資金」等

Q 3 毎週月曜日から金曜日の午後1時から午後5時までパートで保育士として働いていますが、貸付けは受けられますか。

A 保育士として週20時間以上就労していることが必要であり、要件を満たしているため、貸付けを受けられます。週20時間就労していることの証明書（業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書））を提出してください。

なお、雇用形態は問いません。

※雇用形態がパート・アルバイトの場合は、週20時間以上又は月80時間以上の就労が必要です。また、従事日数内訳書も併せて提出してください。

Q 4 就職準備金の使途について、制限はありますか。

A 就職に必要な被服費、参考書代、通勤に必要な自転車購入費等が考えられますが、これ以外にも実情に合わせて貸付ける場合もありますので、県社協にお問い合わせください。

なお、申請された金額が妥当であるか、問い合わせ又は領収書等の提出を求められる場合がありますので、購入代金を確認できる領収証やクレジットカード決済の控え等は、貸付決定まで保管してください。

Q 5 保育士として就職してから5か月が経過しています。制度のことを就職してから知ったのですが、今からでも申し込みはできますか。

A 就職した月の翌月末日までにお申し込みがない場合は、就職準備金を貸付けることはできません。

Q 6 申請書を書き間違えてしまいました。すべて書き直す必要がありますか。

A 間違えた箇所に二重線を引いて、その上に訂正印を押していただければ構いません。訂正箇所が多く、見づらくなってしまう場合は、お手数ですが書き直しをお願いします。

(2) 貸付契約について

Q 1 印鑑登録をしていません。手持ちの印鑑を使っても構わないですか。

A 貸付けの契約にあたっては、印鑑登録証明書の提出が必須となります。お手数ですが、市町村役場で印鑑登録を行ってください。

※借用証書は、借受人・連帯保証人ともに 登録印（実印） で押印してください。

Q 2 貸付金の振込先を借受人以外の金融機関口座にしたいのですが、可能ですか。

A 貸付金の振込先は、借受人ご本人の口座のみとさせていただきます。口座をお持ちでない場合には、金融機関にて口座を開設していただき、手続きを行ってください。

(3) 貸付後の手続きについて

Q 1 妊娠したことにより、産休・育休に入ることになりました。貸付金は返還しなければなりませんか。

A 産休・育休を要件に返還猶予申請が可能です。復職後、継続して勤務し、休職前と合わせて2年間児童の保護等（保育等の業務）に従事することで貸付金は返還免除となります。

Q 2 2年間勤務する間に、離職や転職した場合、貸付金は返還しなければいけませんか。

A 県内の保育園で勤務することになった場合は、転職後の勤務と通算して2年間児童の保護等（保育等の業務）に従事することで返還免除となります。離職後、しばらく求職活動をする場合は、原則1年間の返還猶予を行うことができます。県外で勤務する場合や保育士として従事する意思がなくなった場合には、返還となります。

Q 3 月々返還していく間に資金の見通しが立ったので、まとめて返還することは可能ですか。

A まとめて返還していただいて差し支えありません。貸付金が返還完了となった際には、県社協から返還完了の通知と併せて、借用証書を返却します。

9 返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設

区域	法令・通知等	施設等種別	
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設	
		肢体不自由児施設「整肢療護園」	
		重度心身障害施設「むらさき愛育園」	
県内施設	児童福祉法	第6条の2の2第2項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第6条の2の2第4項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第7条	保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
		第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		第18条の6	指定保育士養成施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであつて、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないものうち、右記に示すもの	ア 第59条の2の規定により届出をした施設 イ アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であつて第34条の15第1項の事業及び同法条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業
		第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
		第6条の3第2項に規定され、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業
		第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業

区域	法令・通知等		施設等種別
県内施設	学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園 認定こども園に移行を予定している幼稚園
	就業前の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	子ども・子育て支援法	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業	「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を実施する施設

10 様式一覧

様式番号	様式名
第1号様式	千葉県就職準備金貸付申込書
(別紙1)	在職証明書
(別紙2)	「保育士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報の取扱い
第2号様式	就職準備金貸付承認（不承認）決定通知書
第3号様式	就職準備金貸付借用証書
第4号様式	就職準備金辞退届
第5号様式	就職準備金貸付契約解除通知書
第6号様式	返還計画書
第7号様式	返還猶予申請書
第8号様式	就職準備金貸付返還猶予承認（不承認）通知書
第9号様式	返還免除申請書
第10号様式	就職準備金貸付返還免除承認（不承認）通知書
第11号様式	貸付契約事項変更届
第12号様式	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書
第13号様式	連帯保証人変更承認（不承認）通知書
第14号様式	業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）